

【附録】

漁業協同組合一覧（沿海地区：41 組合）

令和6年3月末現在

	組合名	郵便番号	住 所	電 話 番 号	F A X
1	東 町	899-1401	出水郡長島町鷹巣 1769-1	0996(86)1200	(86)1202
2	北さつま	899-1614	阿久根市晴海町 2	0996(72)1511	(73)2760
3	川内市	899-1924	薩摩川内市港町 6185-7	0996(26)2011	(26)2075
4	甕 島	896-1101	薩摩川内市里町里 3527-1	09969(3)2316	(3)2356
5	羽 島	896-0062	いちき串木野市浜田町 85-1	0996(35)0001	(35)1377
6	串木野市	896-0044	いちき串木野市西浜町 19	0996(32)4111	(32)7582
7	市来町	899-2101	いちき串木野市湊町 1 丁目 103	0996(36)2009	(21)5025
8	江 口	899-2203	日置市東市来町伊作田 2101	099(274)2326	(274)2619
9	吹上町	899-3304	日置市吹上町入来 4090 番地 4	099(296)2405	(296)3901
10	加世田	897-1122	南さつま市加世田小湊 8279-1	0993(53)9531	(52)0213
11	笠沙町	897-1301	南さつま市笠沙町片浦 6510-8	0993(63)0048	(63)0137
12	坊 泊	898-0101	南さつま市坊津町坊 5601-4	0993(67)1313	(67)0050
13	枕崎市	898-0001	枕崎市松之尾町 64	0993(72)2111	(73)1211
14	かいゑい	891-0602	指宿市開聞川尻 5873-7	0993(32)2056	(32)4636
15	山川町	891-0511	指宿市山川福元 6717	0993(34)0111	(35)3068
16	指 宿	891-0405	指宿市湊 4-13-27	0993(22)2236	(22)2237
17	谷 山	891-0132	鹿児島市七ツ島 1 丁目 110	099(299)8380	(299)4521
18	鹿児島県	892-0835	鹿児島市城南町 37-2	099(806)1313	(222)1408
19	鹿児島市	892-0835	鹿児島市城南町 24-28	099(222)9435	(222)9434
20	東桜島	891-1543	鹿児島市東桜島町 413-3	099(221)2862	(221)2193
21	十島村	892-0822	鹿児島市泉町 13-13	099(224)9768	(224)6170
22	錦 江	899-5102	霧島市隼人町真孝 1041	0995(42)0030	(43)7250
23	牛 根	899-4632	垂水市牛根麓 9-4	0994(32)1389	(32)2914
24	垂水市	891-2101	垂水市海潟 643-6	0994(32)1165	(32)3209
25	鹿屋市	891-2321	鹿屋市古江町 7468	0994(46)3111	(46)2251
26	ねじめ	893-2502	肝属郡南大隅町根占川南 1104	0994(24)2628	(24)5523
27	内之浦	893-1402	肝属郡肝付町南方 22-2	0994(67)2121	(67)2951
28	高 山	893-1202	肝属郡肝付町波見 1753-5	0994(65)6336	(65)6337
29	東串良	893-1615	肝属郡東串良町川東 5023-10	0994(63)8518	(63)8456
30	志布志	899-7102	志布志市志布志町帖 6617-17	0994(72)1011	(72)2573
31	種子島	891-3111	西之表市西町 192	0997(22)0620	(22)0666
32	南種子町	891-3706	熊毛郡南種子町島間 1	0997(26)4666	(26)4611
33	屋久島	891-4311	熊毛郡屋久島町安房 136	0997(46)3116	(46)3967
34	奄 美	894-0513	奄美市笠利町大字外金久 988-1	0997(63)2167	(63)0019
35	名 瀬	894-0026	奄美市名瀬港町 11-7	0997(52)5321	(52)5323
36	宇 検 村	894-3303	大島郡宇検村田検白浜 1319-8	0997(67)2045	(67)2801
37	瀬 戸 内	894-1506	大島郡瀬戸内町古仁屋船津 38	0997(72)1135	(72)1766
38	喜 界 島	891-6202	大島郡喜界町湾 2967	0997(65)0249	(65)0249
39	とくのしま	891-7101	大島郡徳之島町亀津 7428	0997(82)0791	(83)1875
40	沖永良部島	891-9111	大島郡和泊町手々知名 512-192	0997(92)3427	(92)0417
41	与 論 町	891-9301	大島郡与論町茶花 241-4	0997(97)2221	(97)2047

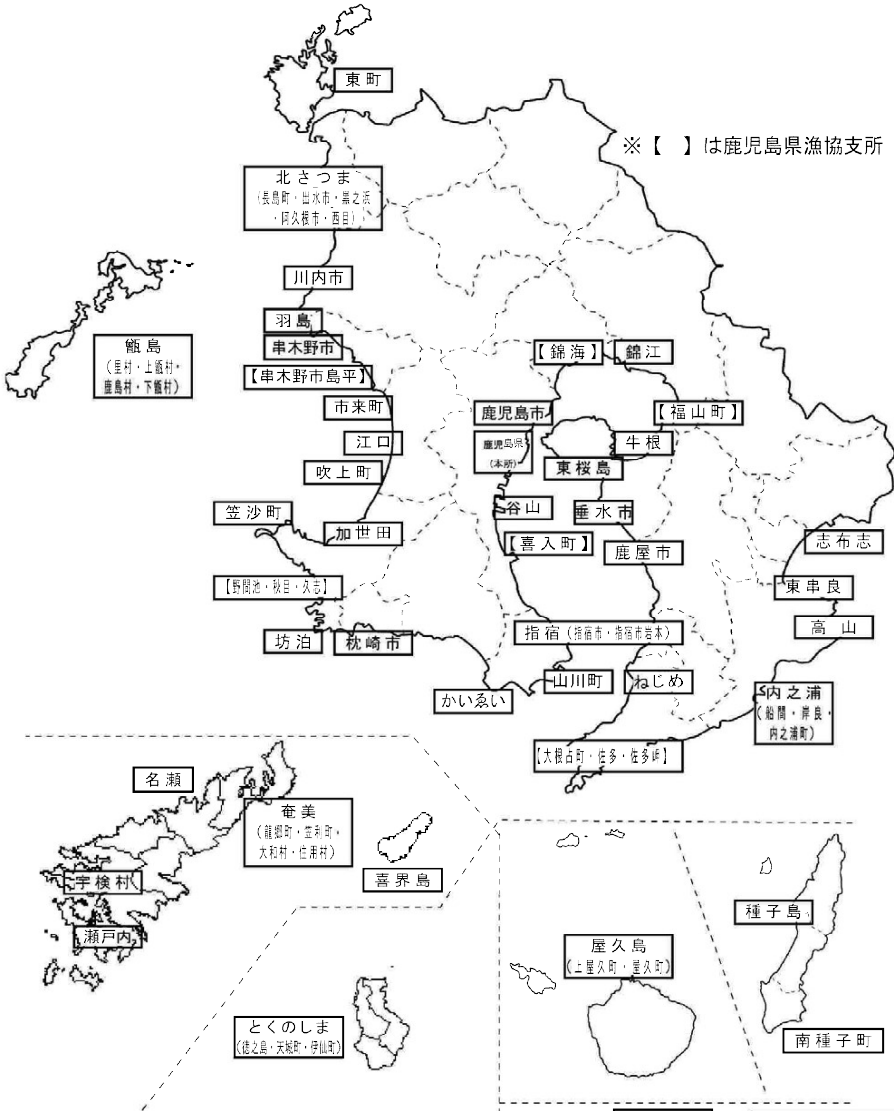
内水面漁業協同組合・業種別組合一覧

令和6年3月末現在

組 合 名	郵便番号	住 所	電 話 番 号
広 瀬 川	899-0201	出水市緑町 39-19	0996(62)2780
高尾野内水面	899-0401	出水市高尾野町大久保 4467	0996(82)0348
高 松 川	899-1603	阿久根市鶴川内 1411 番地 3	0996(73)3428
川 内 川	895-1815	薩摩郡さつま町西新町 2-15	0996(53)0443
川内川上流	895-2511	伊佐市大口里 258	0995(22)4777
川内市内水面	895-0066	薩摩川内市五代町 8135	0996(22)5656
甲 突 川	891-1205	鹿児島市犬迫町 110 番地先	099(238)3757
別 府 川	899-5303	始良市蒲生町北 1993-4	0995(52)1923
網 掛 川	899-5223	始良市加治木町新生町 4	0995(71)0505
思 川	899-5651	始良市脇元 447	0995(65)2427
松 永	899-5112	霧島市隼人町松永 1904	090(9798)3071
日当山天降川	899-5114	霧島市隼人町西光寺 745-1	0995(42)6063
検 校 川	899-4314	霧島市国分川内 574-6	0995(46)1873
手 籠 川	899-5101	霧島市隼人町住吉 2463	0995(43)2947
安 楽 川	899-7104	志布志市志布志町安楽 5773-6	0994(72)1213
川辺広瀬川	897-0215	南九州市川辺町平山 3234 南九州市役所川辺支所内	0993(56)1111

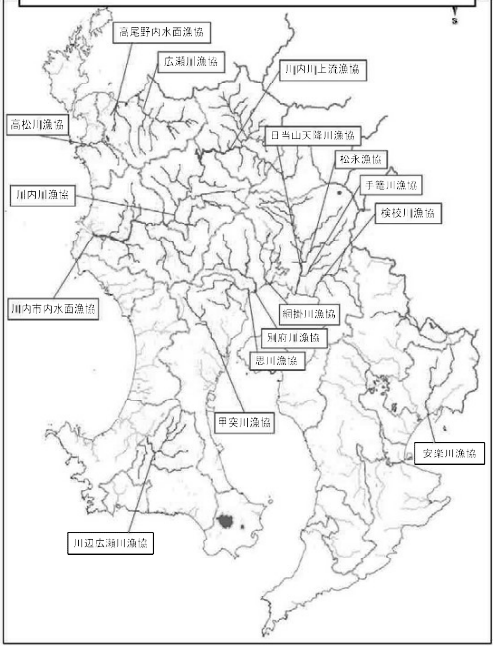
鹿児島県沿海漁協位置図

(令和5年4月1日現在)



※【 】は鹿児島県漁協支所

鹿児島県内水面漁協位置図



一般の皆様へ

あわび、なまこ、しらすうなぎは 採捕してはいけません！

特定水産動植物

あわび



なまこ



しらすうなぎ
(13cm以下のうなぎ)



2023年12月から追加！

上記3つの採捕は法律により禁止されています。

(漁業法第132条)

採捕した数量や場所にかかわらず、

また個人的な消費を目的としたものであっても

採捕は禁止で、違反した場合は、

3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金

が科されます。

○他の水産動植物は採捕していい？

各都道府県の漁業調整規則等によって、水産動植物を採捕する際に使用できる漁具漁法、禁止区域、禁止期間、魚種ごとの大きさの制限など、様々な規制が決められています。

採捕の前に各都道府県の水産部局へお問い合わせください。

詳しくは、
密漁を許さない～水産庁の密漁対策～

水産庁 管理調整課 沿岸・遊漁室



遊漁者・遊漁船業者の皆様へ

遊漁採捕量報告のお願い

皆様の協力が水産資源の資源評価・資源管理に役立ちます



遊漁の採捕量情報により

- 資源評価の精度があがり、より正確に資源状態が把握できるようになります

遊漁者が資源管理に参加することにより

- 漁業と一体となった資源管理を行うことにより、水産資源を持続的に利用することができます

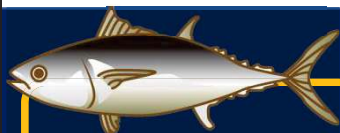
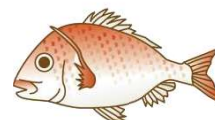
報告は、LINEアカウント又は報告サイトから簡単にできます
(LINEアカウントからは過去の釣果記録を確認することも可能)



LINE公式アカウント



LINEを使用しない報告先



クロマグロについては資源管理のため広域漁業調整委員会指示により、

- ・小型魚（30キロ未満）→ 採捕禁止
- ・大型魚（30キロ以上）→ 報告必要（キープは1人1日1尾まで）

（※採捕量が増えた場合は、大型魚も採捕が禁止になります。採捕にあたっては常に最新の情報を確認してください。）



水産庁の
Webサイト



水産庁

【お問合せ先】

水産庁管理調整課沿岸・遊漁室

TEL：03-3502-8111（内線6705）

ライフジャケットが命を守ります!



! 小型船舶の船長には、原則、すべての乗船者にライフジャケットを着用させる義務があります!
! 違反した場合は、違反点数が課されます!



水上オートバイ等の画船側の表示しやすい場所には、船舶番号を表示する必要があります!



国土交通省・海上保安庁・水産庁・警察庁

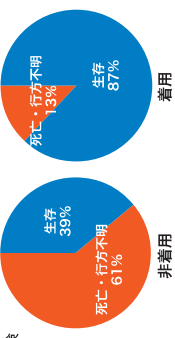
ライフジャケットが命を守る



ライフジャケットの着用方法・点検方法はコチラ

ライフジャケット着用者の海中転落時の生存率は、非着用者に比べ2倍以上です。船長の指示がなくても積極的にライフジャケットを着用しましょう。

海中転落時の生存率



ライフジャケットの種類

- ◆国が安全性を確認した証である桜マークがあるライフジャケットを着用してください。
- ◆桜マークがあるライフジャケットには、すべての小型船舶で使用可能なもの(タイプA)や、水上オートバイなどで使用可能なもの(タイプB)があります。(下表参照)
- ◆個人でライフジャケットを購入される場合には、乗船する船舶で使用可能なタイプを確認してください。



1. 船舶安全法に基づき、船舶検査が必要な船舶に乗船する場合は、すべての小型船舶

タイプ	使用可能な船舶
A	陸から近い水域のみを航行する旅客船・漁船以外
D	すべての小型船舶
F	陸岸から近い水域のみを航行する不沈性能、緊急エンジン停止スイッチ、ホーンを有した小型船舶(水上オートバイ等)でかつ旅客船・漁船以外のもの
G	湾内や湖川のみを航行する不沈性能、緊急エンジン停止スイッチ、ホーンを有した小型船舶(水上オートバイ等)でかつ旅客船・漁船以外のもの

(詳細については以下のホームページを確認してください。)

2. 船舶安全法に基づき、船舶の検査が不要な船舶(ミニポート等)に乗船する場合は上記のいずれでもOK

※小型船舶操縦士の免許が不要な船舶(ミニポート等)では、着用義務が課されませんが、安全のため桜マークがあるライフジャケットの着用を推奨します。



適用除外等の対象例

適用除外等の対象とするためには様々な要件がありま。詳しくはホームページを確認してください。

船室内にいる方

船外で泳ごうとする方

命綱を装着している方

専用装備で海上スポーツをする方

防波堤内の係留船上にいる方

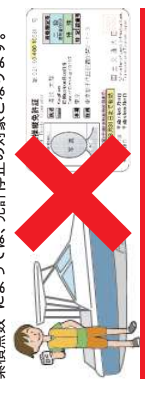
船長が定めた安全場所にいる方

必ずしも着用する必要がありません

できるだけ着用してください

違反すると処分あり

違反した船長には違反点数2点が課され、再教育講習を受けなければなりません。



※違反点数によっては、免許停止の対象となります。

※違反点数によっては、3点以上で免許停止の対象となります。

このハンドブックに関する問い合わせ

鹿児島県商工労働水産部

水産振興課 漁業監理係

TEL 099 (286) 3439